

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	(略)	1～4（略）	(略)
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>204DEFGHJK</u>	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>20CDEFGHJK</u>
7～10（略）	(略)	7～10（略）	(略)
注1～注2（略）		注1～注2（略）	

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。